

令和6年度

児童手当・特例給付 現況届のご案内

ご提出いただけないと、令和6年6月以降の児童手当を受けとることができません。

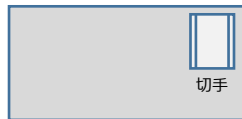
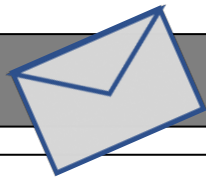
提出期限

令和6年

6月28日(金)

児童の監護状況等の確認が必要となる方に、現況届の提出をお願いしています。
現況届は、区役所に来庁することなく、郵送でも申請できます。同封の封筒にて送付してください。

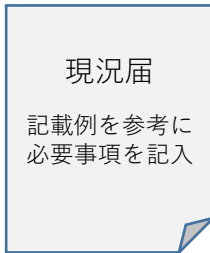
提出方法



返信用封筒（同封）

切手を貼ってください。
料金不足がある場合受けとれません。

※郵便物の到達を確実に確認されたい方は、
特定記録郵便等の記録が残る郵便で送付
することをお勧めします。



※令和6年6月1日時点で、
共済組合の組合員（私立学校教職員共済
組合を除く）の場合は、保険証の写しが
必要です。

※こども青少年局から他の書類が同封され
ている場合は、併せて提出が必要です。

児童手当の時効について

- 令和6年度現況届を未提出のまま2年経過すると、令和6年6月分以降の受給権が消滅し、児童手当を受給することができなくなります。
- 受給権消滅後に児童手当を受給するためには、あらためて認定請求の手続きが必要になります。

児童手当支給額について

- 児童手当受給者の所得額により支給金額が異なります。

児童一人当たりの支給額（月額）

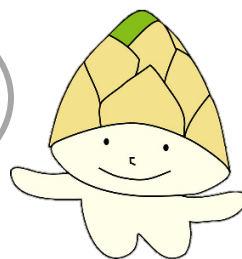
児童手当		特例給付	特例超過	
3歳未満		年齢にかかわらず 一律 5,000円	令和4年6月より、 特例給付の所得の 上限を超えた場合、 支給がなくなりました。	
3歳以上 ～小学生	第1・2子			15,000円
	第3子以降			10,000円
中学生				10,000円

- ・所得審査の結果、6月分以降の児童手当の支給区分が変更になる方には、認定通知書を送付します。
〔児童手当→特例給付〕
〔特例給付→児童手当〕
- ・所得審査の結果、支給対象外となる方には、消滅通知書を送付します。

○下記の変更事項があった方は届け出てください。

変更事項		必要な手続き
銀行口座	銀行の支店統廃合・ 口座名を旧姓に戻したとき等 ※クレジットカード機能付きのキャッシュカードには 名前がローマ字で書かれていますが、銀行の口座名 義は カタカナ です。（外国人の一部を除く）	変更届
配偶者の住所変更	横浜市外に住む配偶者が転居したとき	変更届
	国外にいた配偶者が国内に戻ってきたとき または新たに住民票登録したとき	変更届
児童の住所変更	養育している児童と別居し、別居後も引き続 き養育するとき 別居中の児童が転居し、引き続き別居にて養 育するとき	申立書 (別居監護)
	横浜市外にいた児童（留学含む）と 横浜市内で同居を開始するとき	変更届
婚姻（受給者の交代が必要となることがあります）		申立書 (婚姻および 養子縁組等)
離婚（現在受給中で、引き続き児童を養育するとき）		変更届
児童を養育しなくなったとき		消滅届
加入年金の変更（厚生年金→国民年金等）		変更届
公務員	受給者が公務員になったとき	消滅届
	受給者が公務員を退職したとき	認定請求
	配偶者が公務員になったとき	変更届
	配偶者が公務員を退職したとき	変更届

令和4年度からの
児童手当制度一部変更について、
詳細はこちらをご参照ください。



横浜市こども青少年局こども家庭課

TEL 045-641-8411 / FAX 045-641-8412

9:00~17:00（土・日・祝日を除く）